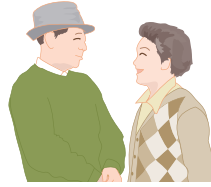


「基本チェックリスト」を
返送してください

平成20年度から、基本健康健診の方法が変わります。まずは4月中旬に、65歳以上の方（要介護認定者を除く）に日常生活の状態をチェックするための「基本チェックリスト」を送付しますので、記入のうえ返送してください。

なお、チェックリストの結果から検査が必要だと判断された方には検査の案内を送付しますので、受診してください。

福祉課
23局 4654
FAX 23局 3545



田原市障害者手当
支給額の一部改正

平成20年4月分から、「精神障害者1級」の額を「身体障害者1級」および「知的障害者A判定」と同額に改正します。

手当月額＝改正後6000円（改正前2500円） 支給月日＝7月・11月・3月の25日（原則）

福祉課
23局 3512 FAX 23局 3545

愛知県在宅重度障害者手当
制度の一部改正

在宅の重度障害者に対し支給する「愛知県在宅重度障害者手当」が改正され、平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに障害者となられた方は、対象外となります。ただし、障害の重い手当一種（身体障害1〜2級でIQ35以下の方）に該当する方は、引き続き対象となります。

現在受給中の方は変更ありません。愛知県東三河福祉相談センター地域福祉課
(0532)54局 5111
福祉課
23局 3512 FAX 23局 3545

児童扶養手当制度の一部改正と
それに伴う手続きについて

「児童扶養手当」は、父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童を持つ母などに手当が支給される制度です。

このたび、制度改正により、原則、手当支給開始月の初日から（平成15年4月1日以前から受給されている方は、平成15年4月1日から）起算して5年を経過すると、手当の2分の1が支給停止されることになりま

した。しかし、次の または に該当する場合は、必要な書類の提出により、引き続き受給することができず。（ただし、所得の状況や家族の状況等に变化があった場合は、この限りではありません。）

受給している母などが、次のア〜オのいずれかに該当する場合
ア 就業している
イ 求職活動などの自立を図るための活動をしている
ウ 身体上または精神上の障害がある
エ 工負傷または疾病などにより就業することが困難である

オ 児童または親族が、障害、負傷、疾病、要介護状態等により、介護する必要があるため就業することが困難である

の ア〜オまでに該当しないが、担当窓口で相談したうえで、求職活動などを行った場合

該当者には必要な提出書類を同封し、順次通知します。書類が届いたら手続きをしてください。手続きを行わなかった場合、支給停止月に到達した月から、手当額の2分の1の支給が停止されます。

制度や手続きについての詳細は、お問い合わせください。
児童課

23局 3513 FAX 23局 3545
福祉部事務室移転に伴う
窓口業務時間と電話番号

窓口業務：福祉部福祉課・児童課・健康課の事務室を、田原福祉センターから市役所北庁舎1階に移転しましたが、窓口業務はこれまでと同様、午後7時15分まで延長して行います。
電話番号：変更はありません。

福祉課
23局 3512 FAX 23局 3545

畜産事業を営む方は
「悪臭関係工場等の届け出」を

県の条例の規定により、対象となる畜産事業者は悪臭関係工場等の届け出を行うことになっていきます。4月30日（水）までに必ず届け出てください。なお、対象事業所には通知と届出書を郵送しましたが、まだ届いていない場合にはご連絡ください。

対象：次のいずれかに該当する事業所／豚房の総面積が50㎡以上
牛房等の総面積が200㎡以上
鶏を3000羽以上飼育 かつ
らを2万羽以上飼育

環境衛生課
23局 3541 FAX 23局 0488